# 住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令 （平成十七年総務省令第十一号）

## 第一章　総則

#### 第一条（趣旨）

この省令は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の二第二項及び消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第五条の六の規定に基づき、住宅用防災警報器に係る技術上の規格を定め、並びに同条の規定に基づき、住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定めるものとする。

#### 第二条（用語の意義）

この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

###### 一

住宅用防災警報器

###### 二

住宅用防災報知設備

###### 三

イオン化式住宅用防災警報器

###### 四

光電式住宅用防災警報器

###### 四の二

定温式住宅用防災警報器

###### 四の三

連動型住宅用防災警報器

###### 五

自動試験機能

###### 六

補助警報装置

## 第二章　住宅用防災警報器

#### 第三条（構造及び機能）

住宅用防災警報器の構造及び機能は、次に定めるところによらなければならない。

###### 一

感知部は、火災の発生を煙又は熱により感知すること。

###### 一の二

確実に火災警報を発し、かつ、取扱い及び附属部品の取替えが容易にできること。

###### 二

取付け及び取り外しが容易にできる構造であること。

###### 三

耐久性を有すること。

###### 三の二

ほこり又は湿気により機能に異常を生じないこと。

###### 四

通常の使用状態において、温度の変化によりその外箱が変形しないこと。

###### 五

配線は、十分な電流容量を有し、かつ、接続が的確であること。

###### 五の二

無極性のものを除き、誤接続防止のための措置を講ずること。

###### 六

部品は、機能に異常を生じないように、的確に、かつ、容易に緩まないように取り付けること。

###### 七

充電部は、外部から容易に人が触れないように、十分に保護すること。

###### 八

感知部の受ける気流の方向により住宅用防災警報器に係る機能に著しい変動を生じないこと。

###### 九

住宅用防災警報器は、その基板面を取付け定位置から四十五度傾斜させた場合、機能に異常を生じないこと。

###### 十

火災警報は、次によること。

###### 十の二

火災警報以外の音響を発する住宅用防災警報器にあつては、火災の発生を有効に報知することを妨げないこと。

###### 十一

電源に電池を用いる住宅用防災警報器にあつては、次によること。

###### 十二

スイッチの操作により火災警報を停止することのできる住宅用防災警報器にあつては、当該スイッチの操作により火災警報を停止したとき、十五分以内に自動的に適正な監視状態に復旧するものであること。

###### 十三

光電式住宅用防災警報器の光源は、半導体素子とすること。

###### 十四

イオン化式住宅用防災警報器及び光電式住宅用防災警報器の感知部は、目開き一ミリメートル以下の網、円孔板等により虫の侵入防止のための措置を講ずること。

###### 十五

放射性物質を使用する住宅用防災警報器は、当該放射性物質を密封線源とし、当該線源は、外部から直接触れることができず、かつ、火災の際容易に破壊されないものであること。

###### 十六

自動試験機能を有する住宅用防災警報器にあつては、次によること。

###### 十七

電源変圧器は、電気用品の技術上の基準を定める省令（平成二十五年経済産業省令第三十四号）に規定するベル用変圧器と同等以上の性能を有するものであり、かつ、その容量は最大使用電流に連続して耐えるものであること。

###### 十八

接点間隔の調整部その他の調整部は、調整後変動しないように固定されていること。

###### 十九

定温式住宅用防災警報器の感知部は、機能に有害な影響を及ぼすおそれのある傷、ひずみ等を生じないこと。

###### 二十

連動型住宅用防災警報器は、次によること。

#### 第四条（附属装置）

住宅用防災警報器には、その機能に有害な影響を及ぼすおそれのある附属装置を設けてはならない。

#### 第五条（試験）

住宅用防災警報器は、次の各号に掲げる試験に適合するものでなければならない。

###### 一

電源電圧変動試験

###### 一の二

消費電流測定試験

###### 一の三

気流試験

###### 二

外光試験

###### 三

周囲温度試験

###### 三の二

滴下試験

###### 四

腐食試験

###### 五

振動試験

###### 六

衝撃試験

###### 六の二

粉塵試験

###### 七

衝撃電圧試験

###### 八

湿度試験

###### 九

絶縁抵抗試験

###### 十

絶縁耐力試験

##### ２

前項第一号の三、第二号、第九号及び第十号の試験は、次に掲げる条件の下で行わなければならない。

###### 一

温度五度以上三十五度以下

###### 二

相対湿度四十五パーセント以上八十五パーセント以下

#### 第六条（イオン化式住宅用防災警報器の感度）

イオン化式住宅用防災警報器の感度は、その有する種別に応じ、Ｋ、Ｖ、Ｔ及びｔの値を次の表のように定めた場合、次の各号に定める試験（以下この条において「イオン化式住宅用防災警報器の感度試験」という。）に合格するものでなければならない。

Ｋは、公称作動電離電流変化率であり、平行板電極（電極間の間隔が二センチメートルで、一方の電極が直径五センチメートルの円形の金属板に三〇三・四キロベクレルのアメリシウム二四一を取り付けたものをいう。）間に二十ボルトの直流電圧を加えたときの煙による電離電流の変化率をいう。

##### ２

イオン化式住宅用防災警報器の感度試験は、住宅用防災警報器を室温と同じ温度の強制通風中に三十分間放置した後において行うものとする。

##### ３

前条第二項の規定は、イオン化式住宅用防災警報器の感度試験について準用する。

#### 第七条（光電式住宅用防災警報器の感度）

光電式住宅用防災警報器の感度は、その有する種別に応じ、Ｋ、Ｖ、Ｔ及びｔの値を次の表のように定めた場合、次の各号に定める試験（次項において「光電式住宅用防災警報器の感度試験」という。）に合格するものでなければならない。

Ｋは、公称作動濃度であり、減光率で示す。この場合において、減光率は、光源を色温度二千八百度の白熱電球とし、受光部を視感度に近いものとして測定する。

##### ２

第五条第二項及び前条第二項の規定は、光電式住宅用防災警報器の感度試験について準用する。

#### 第七条の二（定温式住宅用防災警報器の感度）

定温式住宅用防災警報器の感度は、次の各号に定める試験に合格するものでなければならない。

###### 一

作動試験

###### 二

不作動試験

##### ２

第五条第二項及び第六条第二項の規定は、定温式住宅用防災警報器の感度試験について準用する。

#### 第八条（表示）

住宅用防災警報器には、次の各号に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示しなければならない。

###### 一

光電式、イオン化式又は定温式の別及び住宅用防災警報器という文字

###### 二

種別を有するものにあってはその種別

###### 二の二

型式及び型式番号

###### 三

製造年

###### 四

製造事業者の氏名又は名称

###### 四の二

取扱方法の概要（取扱説明書その他これに類するものに表示するものを除く。）

###### 五

耐食性能を有するものにあっては、耐食型という文字

###### 六

交換期限（自動試験機能を有するものを除く。）

###### 七

自動試験機能を有するものにあっては、自動試験機能付という文字

###### 八

連動型住宅用防災警報器にあっては、連動型という文字

###### 九

連動型住宅用防災警報器のうち、無線設備を有するものにあっては、無線式という文字

###### 十

電源に電池を用いるものにあっては、電池の種類及び電圧

###### 十一

イオン化式住宅用防災警報器にあっては、次に掲げる事項

###### 十二

公称音圧（公称音圧があるものに限る。）

###### 十三

使用温度範囲（使用温度範囲があるものに限る。）

##### ２

住宅用防災警報器（無極性のものを除く。）に用いる端子板には、端子記号を見やすい箇所に容易に消えないように表示しなければならない。

## 第三章　住宅用防災報知設備

#### 第九条（住宅用防災報知設備の補助警報装置の火災警報）

住宅用防災報知設備の補助警報装置の火災警報は、次に定めるところによらなければならない。

###### 一

警報音により火災警報を発する住宅用防災報知設備の補助警報装置における音圧は、電源の電圧が定格電圧の九十パーセント以上百十パーセント以下の値において、無響室で住宅用防災報知設備の補助警報装置の警報部の中心から前方一メートル離れた地点で測定した値が、七十デシベル以上であり、かつ、その状態を一分間以上継続できること。

###### 二

警報音以外により火災警報を発する住宅用防災報知設備の補助警報装置にあつては、住宅の内部にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できるものであること。

#### 第十条（表示）

住宅用防災報知設備の補助警報装置には、次の各号に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示しなければならない。

###### 一

補助警報装置という文字

###### 二

製造年

###### 三

製造事業者の氏名又は名称

###### 四

この省令の規定に適合することを第三者が確認した場合にあつては、その旨及び当該第三者の名称

## 第四章　雑則

#### 第十一条（基準の特例）

新たな技術開発に係る住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備の補助警報装置について、その形状、構造、材質及び性能から判断して、この省令の規定に適合するものと同等以上の性能があると総務大臣が認めた場合は、この省令の規定にかかわらず、総務大臣が定める技術上の規格によることができる。

# 附　則

この省令は、消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十八年六月一日）から施行する。

# 附　則（平成二五年三月二七日総務省令第二五号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行の際現に存する住宅（消防法第九条の二第一項に規定する住宅をいう。以下この条において同じ。）若しくは現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の住宅又は平成三十一年三月三十一日までに新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事を開始する住宅における住宅用防災警報器のうち、第一条の規定による改正後の住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令第二条、第三条、第五条、第六条、第七条の二、第八条及び第十一条の規定に適合しないものに係る技術上の規格については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

# 附　則（平成二六年三月三一日総務省令第二五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（令和元年六月二八日総務省令第一九号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

# 附　則（令和元年八月三〇日総務省令第三五号）

この省令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年九月一日）から施行する。